

令和2年度

第8回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和2年度第8回江別市農業委員会定例総会議事録

令和2年11月27日（金） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（18名）

佐藤和人
大井川和雄
西純一
三好雄一
百瀬誠記
田中浩一
中田和孝
清水雅彦
山田保彦
伊藤良明
保倉浩行
中島清文
佐藤昇
得能謙二
渡部正廣
工藤多希子
長谷川礼子
松下博樹

2 欠席委員（2名）

山口利夫
浅野目貴史

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	齊藤幸治
	主幹	前田幸一
	主任	大野慶廣
	主任	金澤由希

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第30号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第31号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第32号 | 買受適格証明に基づく農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 報告第33号 | 第8回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第8 | 議案第21号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第22号 | 第8回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議案第23号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和2年度第8回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、中田委員、長谷川委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和2年度第8回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和2年11月27日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和2年度第7回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に浅野目委員、山口委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対しご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第30号

- 議長 日程第4 報告第30号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
前田主幹。

- 前田主幹** 報告第30号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
今回願出がありましたのは、No.19からNo.21の計3件でございます。
土地の所在等は記載のとおりで、全3筆 公簿地目 畑994.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。
これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。
以上でございます。

- 議長** これより報告第30号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で報告第30号を終結いたします。

◎報告第31号

- 議長** 日程第5 報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
大野主任。

- 大野主任** 報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明申し上げます。
これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。
今回提出がありましたのはNo.2の1件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。
内容につきましては、個人の相続によるものでございます。
以上、現況地目 畑1筆 計2,143.00㎡でございます。
説明は、以上でございます。

- 議長** これより報告第31号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で報告第31号を終結いたします。

◎報告第32号

- 議長** 日程第6 報告第32号 買受適格証明に基づく農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
大野主任。

- 大野主任** 報告第32号 買受適格証明に基づく農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。
これは、令和2年度第6回江別市農業委員会定例総会で可とする決定を受けた議案第17号に基づいて提出された農地法第3条の許可申請について、農業委員会会長の専決処分です。許可したことを報告するものでございます。
本件の処理につきましては、農林水産省通知「民事執行法による農地等の売却の処理

方法について」に基づいて行っております。

今回申請がありましたのは、No.1からNo.3の計3件でございます。

土地の所在等は記載のとおりで、現況地目 畑18筆519,954.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第32号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第32号を終結いたします。

◎報告第33号

○議長 日程第7 報告第33号 第8回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第33号 令和2年度第8回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 第8回農用地利用集積計画の決定について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第33号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第33号を終結いたします。

◎議案第21号

○議長 日程第8 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.4からNo.6の計3件でございます。

No.4とNo.5は、個人間で売買により所有権移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

また、No.6は、農地取得まではできない法人と農地所有者個人との間で、賃借者の農業休止時、契約解除の条件付の約定期間3年で賃貸借契約がなされるもので、農地法第3条第3項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、3件7筆 計29,335.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請3件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第22号

○議長 日程第9 議案第22号 第8回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

○前田主幹 議案第22号 第8回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが17件136筆881,443.22㎡、利用権設定に係るものが2件6筆87,456.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第22号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。

第8回農用地利用集積計画の決定について、申出19件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第23号

○議長 日程第10 議案第23号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

○前田主幹 議案第23号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

初めに、提案趣旨について少し触れたいと思います。

昨年10月に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、11月に全国農業会議所が開催した令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

そして、同年12月に、全国農業会議所及び北海道農業会議より、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において法令順守の注意喚起を実施するよう、また、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上、同様の取り組みを実施するよう依頼がありました。

当農業委員会においても、前年度1月の総会において議案第35号として提案し、可とする決定をいただいておりますが、今回改めて法令順守の申し合わせ決議の審議をすることで注意喚起としたいので提案いたします。

それでは、決議内容について朗読いたします。

『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ決議する。

(記)

1 農業委員会が担っている職務と職責を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年11月27日 江別市農業委員会』

以上でございます。

○議長 これより議案第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和2年度第8回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時51分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月27日

議長（会長）

署名委員

署名委員